

## 非常勤栄養士登録要項

### 1 応募資格

栄養士免許の資格を有し、パソコン操作ができる方

### 2 勤務内容

- ・学校給食の栄養、衛生管理に関すること
- ・学校給食の献立の作成に関すること
- ・給食用物資の購入、検収、受払いに関すること
- ・学校給食のアレルギー除去食に関すること

### 3 勤務場所

相模原市立小学校、学校給食センター等を勤務条件の合う方に紹介します。

### 4 任用期間

任用の際に指定します。なお、任用決定後、健康診断及び検便を受けていただきます。実際の勤務は検便で陰性でなければなりません。

### 5 勤務日

月曜日から金曜日の週5日（祝日及び12月29日から1月3日は除く）もしくは所属長が指定した日数。

### 6 勤務時間等

午前8時30分から午後5時までの間の連続した5時間30分もしくは所属長が指定した時間。  
(休憩時間を除く)

### 7 報酬

- ・5時間30分の場合 …… 日額7,007円～（時給1,274円～）  
(状況によって、勤務時間に変更となる場合があります。)

※その他 本市基準により、期末手当の対象となる場合があります。  
(交通費)

通勤距離が片道2km以上ある次の方に支給します。(徒歩の場合は2km以上でも不支給)

- ①交通機関を利用される方（1回の限度額2,600円）：通勤1回（往復）×実勤務日数  
ただし、1ヶ月の定期券の価格が低廉な場合は定期券の額を支給
- ②自転車、オートバイ等を利用する方：片道の通勤距離に応じて支給額が変わります。
  - ・通勤距離2km以上5km未満：1日につき100円（月2,000円上限）
  - ・通勤距離5km以上10km未満：1日につき200円（月4,200円上限）
  - ・通勤距離10km以上：1日につき300円（月7,100円上限）

### 8 賃金支払方法

勤務した月の翌月20日に銀行口座に振込みます。

### 9 社会保険等

社会保険は週30時間以上かつ2か月を超えて雇用の場合、加入となります。  
雇用保険は週20時間以上かつ31日以上雇用の場合、加入となります。

10 登録期間

登録期間は登録日より3年間です。ただし、登録辞退者は辞退日までとします。

11 その他

今回はあくまでも登録であり、任用が必ずあるとは限りませんのでご承知おきください。

また、この登録及び任用により正規職員の採用試験の際に有利になることはありません。

連絡先：相模原市教育委員会 学校給食課  
〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15  
TEL 042-769-8283 / FAX 042-758-9036